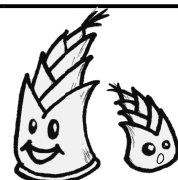


竹ん子の会 ニュースレター

みふね
御船 竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会

第8号



竹ん子の会 会長 吉井博
電話 090-4473-7798

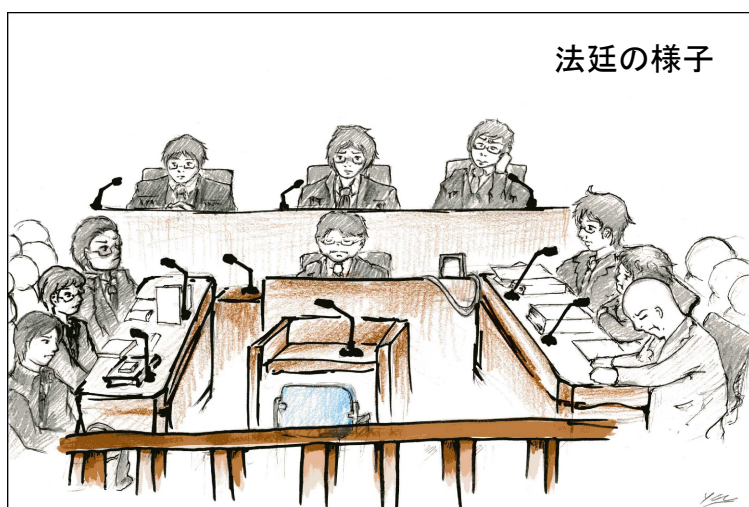
平成24年2月3日

第3回口頭弁論が開かれました

際立つ寒さの中、思わず着込めるだけ着込んで集まった60人を超える人々。地方裁判所にこれだけの人々が集まるのは、この裁判が注目を浴びている証拠ではないでしょうか。3回目ということで、門前集会もだいぶ慣れ、がんばろうコールも板についてきたようです。前回に引き続き、抽選で傍聴人を選出することになりました。

今回は竹ん子の会でも今後の活躍を期待する野方洋介弁護士の意見陳述がありました。（野方弁護士の意見陳述書を同封いたします。）みんなの注目を浴びる中、緊張した面持ちで、少し早口ではありましたが、堂々と読み上げられました。

その後、裁判官と双方の代理人である弁護士との間で今後の手順につ



いて確認がなされ、被告が3月2日までにこれまでの主張に沿った証拠書類を提出することになりました。そのため、少し早いですが3月16日に第4回口頭弁論が行われます。

*住民訴訟で開かれる法廷の正式名称は「公判」ではなく「口頭弁論」といいます。今後は、ニュースレターでも正式な「口頭弁論」で統一していきたいと思えます。

第4回口頭弁論予定

日時 平成24年3月16日（金） 午前10時30分

傍聴に行きましょう！詳しい内容は最終ページをご覧ください。

…大切にしたいこと…

・竹バイオマス問題の真相究明



竹ん子の会ホームページ <http://takebio.mifune.org>

・「今回の竹バイオマス問題がなぜ起こったのか」「このような問題が今後起こらないためにはどうすればいいのか」を住民目線で考える。

第3回口頭弁論のまとめ

争点整理



住民

弁護士



山本孝二町長

町の弁護士

町民の訴えは門前払い

町長である山本孝二氏は十分な審査・指導をせず、会社に補助金3億円を違法に支払った。
※②(ア)(イ)

会社に対して補助金を支払った行為は全く問題ない。

工場用地もないような会社へ補助金3億円を違法に支払ったことが、その後町が国へ3億円を肩代わりして返還した※②(ウ)ことの直接の原因。

会社へ補助金の3億円を支払ったことについては、期限(※②)が過ぎているため、争いの対象とならない。

国へ3億円を返還した行為も、大きな問題。(※①)

国へ3億円を返還した行為も、全く問題なし。(※①)



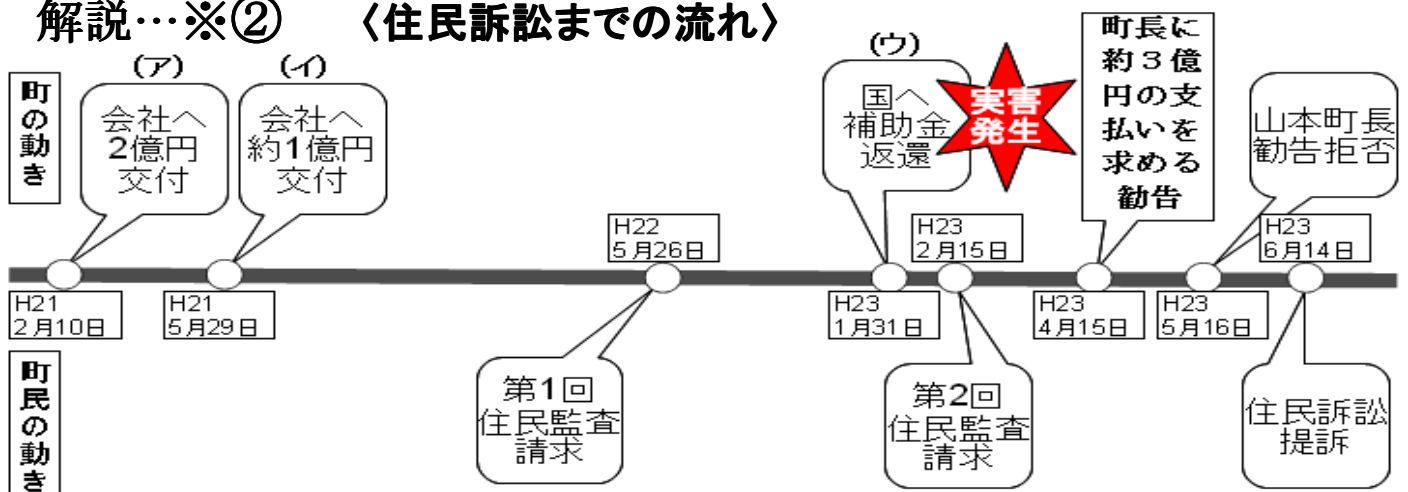
解説…※①

会社へ補助金を支払った町長の判断が正しかったのならば、なぜ国への返還行為が早急に必要となったのでしょうか？

被告(町長)は、御船竹資源開発株へ補助金約3億円を支払ったことも、国への返還のために町民の税金からその3億円を肩代わりしたことも全て問題はなかったと主張しています。しかし、町がきちんと調査して補助金を会社へ支払っていたのならば、町民の税金からわざわざ約3億円もの補助金を肩代わりすることはなかったはずです。また、被告である山本町長は、約3億円を国に返還するとき、議会や町民に対して「今返還しないと加算金がかかる」と説明していました。しかし、今回の裁判では「加算金がかかるような状況ではなかった」と説明を変えています。議会や町民に対して偽った説明をしていたのでしょうか、それとも裁判所に対して偽った説明をしているのでしょうか？

解説…※②

〈住民訴訟までの流れ〉



口頭弁論後報告会



第3回口頭弁論終了後、京町会館へ移り、弁護士の先生方より裁判の内容について説明していただきました。争点については左のページで説明していますので、ご覧ください。ここでは、今回私たち原告が主張した内容の主な3点を以下にまとめています。

・自己資金調達状況確認義務違反

工場用地(約1億8千万円)は補助金の対象ではなく、会社が相当額の自己資金(約13億円)を調達できなければ事業を開始できないはずだった。また、補助金適正化法によれば会社が事業を遂行しなかった場合、御船町は会社に代わり補助金を返還すべき地位にあった。だからこそ、町長には、町民に損害を与えないよう、誠実に調査したり判断したりする義務があり、会社が事業を遂行できるような自己資金を調達できるかどうか確認するべき義務を負っていた。

・会社の信用性確認義務違反

住民の血税を扱う執行責任者には、企業としての信用性を慎重に確認すべき義務があった。被告は、国の出したチェックマニュアルに基づき審査を行ったと主張しているが、その記載には明らかな間違い(出資者の情報など)があり、さらに、わずか10日前に設立された会社を優良会社と記載するなど、とてもいい加減なものであった。

・事業存続確認義務違反

この事業は、竹綿や竹の突き板を製造することとされていたが、販売先についての契約書や覚書もなく、町は需要についての市場調査も行っていない。又、とても重要な竹林面積を確定する十分な調査もしていない。

第3回

口頭弁論

傍聴レポート



初めての傍聴では、どっちが被告で、どっちが原告か…真ん中の人(書記官)は誰?というように何もわからないうちに終わってしまった感じでした。法廷の中では、難しい用語もとびかいますし、裁判の書面をながめてみてもなにがなんだか、という感じです。話によると、この裁判は特に複雑でわかりにくいとのこと。でも、普段足を運ぶことのない裁判所へ行き、裁判を傍聴するのはなかなかおもしろいものです。

今回も裁判では難しいやりとりが続きましたが、ふと思いました。以前聞いた話では、御船町と山本孝二さんは対立していて、この裁判では山本さん個人が雇った弁護士が主に仕事をするはずではなかったのでしょうか?被告席に座った2名の弁護士は町民の税金で雇われていて、対立するはずの山本孝二氏個人を弁護するのはへんに思いました。私たちの利益を守るはずの町側弁護士、私たちの税金で私たちに反論してよく理解できません。

(20代女性)

3月16日(金)

第4回口頭弁論を傍聴しましょう！

この裁判は、みんなの税金を取り戻すための裁判です

出発時間： 3月16日(金) 午前 8:45

集合場所： 御船町スポーツセンター駐車場付近



マイクロバスを用意いたします。

集合場所の地図

第4回口頭弁論傍聴日程

8:45 出発
9:45 到着 **熊本地方裁判所**
10:00 門前集会
10:30 公判
11:00 報告集会 **京町会館**
12:00 終了
13:00 御船着・解散



今回の裁判は、被告（山本町長）の証拠書類提出が主な内容です。裁判自体は短い時間になるとおもいますが、このような裁判の傍聴もとても大切です。

今回の裁判後の報告会では、これまで私たち原告が裁判所に提出した証拠書類について、スライドを使いわかりやすい説明をいたします。

ご支援のお願い！

竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会では、広く支援者を募っております。

正会員 一口月額1,000円(何口でも可) **賛助会員 一口1,000円(何口でも可)**

会の口座【〒180-0001 記号17160番号33459351竹バイオマス問題住民訴訟原告支援者の会】

詳しいお問い合わせは、竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会事務局 電話090-4473-7798

勝訴を確信し、皆様のご協力、ご支援よろしくお願いたします。 まで。